

(参考) 扶養親族届添付書類一覧 (条例運用別表及び支給取扱などに基づく具体例)

第1 扶養親族の認定を行う場合

区 分	必 要 書 類	摘 要
1 配偶者 (1) 共通事項	① 配偶者の住民票の写し又は配偶者の戸籍抄本	<ul style="list-style-type: none"> 記載省略のないもの ※職員と別居している、職員と同居しているが職員が世帯主ではない場合等、婚姻関係が分からない場合及び婚姻日の確認が必要な場合は戸籍抄本が必要
(2) 収入がある場合 (所得制限限度額未満)		
ア 就職している場合	① 扶養親族の収入状況等証明書	
イ 事業所得者の場合	① 扶養親族の収入状況申立書 (事業所得用) ② 事業開始年月日が分かる書類等 (事業所得用)	<ul style="list-style-type: none"> 継続している場合は、確定申告書の写し (経費の内訳がわかるもの)
ウ 雇用保険を受給している場合	① 収入状況等申立書 ② 雇用保険受給資格者証の写し	
エ 恩給・年金等を受給している場合	① 収入状況等申立書 ② 証書、額改定通知書の写し ③ 収入額を証明できる書類	<ul style="list-style-type: none"> 年金には、老齢年金、障害年金、遺族年金のほか生命保険会社の個人年金等全て含む。
オ 上記以外の場合	① 収入額を証明できる書類(注)	
(3) 収入がない場合		
ア 婚姻等により無職・無収入の配偶者を扶養親族とする場合	① 収入状況等申立書	<ul style="list-style-type: none"> 婚姻に伴い退職した場合は、イの書類も提出すること。
イ 配偶者の退職等により扶養親族とする場合		<ul style="list-style-type: none"> 公務員を退職した場合は、次のページの「失業者の退職手当について」を参照
(ア) 雇用保険に加入しているが受給しない場合	① 収入状況等申立書 ② 雇用保険離職票の写し又は雇用保険受給資格者証の写し	
(イ) 雇用保険に加入していない場合	① 収入状況等申立書 ② 勤務先からその旨記載した証明書 (退職年月日も併せて証明が必要)	
ウ 雇用保険受給終了の場合	① 収入状況等申立書 ② 受給資格者証の写し	<ul style="list-style-type: none"> 受給終了日が出力されているもの
エ 配偶者が育児休業等により無給となり扶養親族とする場合	① 収入状況等申立書 ② 育児休業承認通知書の写し又は辞令の写し	<ul style="list-style-type: none"> 育児延長が決定している場合、育児休業延長承認通知書の写しも提出すること。

注 配偶者が育児休業手当金を受給している場合の添付書類の例

- ・ 育児休業の期間が分かる書類 (育児休業承認通知書の写し等)
- ・ 育児休業手当金の支給額が分かる書類

失業者の退職手当について

公務員は、一般的には雇用保険法の適用から除外されていますが、退職時に支給された「退職手当」の額が、雇用保険法の失業給付相当額に満たず、かつ退職後一定の期間失業（求職活動）しているときは、その差額分が「失業者の退職手当」（例 北海道職員等の退職手当に関する条例第10条）として支給されます。

扶養手当の所得の算定上、「失業者の退職手当」は雇用保険法の規定による基本手当と同様の取扱いとなります。（日額の30日相当分を1箇月相当分として年額を推計します。）

添付書類の例

- 1 退職時（認定時）
 - ① 配偶者の住民票の写し又は配偶者の戸籍抄本
 - ② 収入状況等申立書
 - ③ 退職辞令の写し
 - ④ 失業者の退職手当受給資格票の写し（受給資格者のみ）
- 2 失業者の退職手当受給開始時
 - ① 収入状況等申立書
 - ② 失業者の退職手当受給資格票の写し（「求職申し込み年月日」「待期期間満了年月日」の記載されたもの）
 - ③ 失業者の退職手当支給申請書の写し
- 3 失業者の退職手当受給終了時
 - ① 配偶者の住民票の写し又は配偶者の戸籍抄本
 - ② 収入状況等申立書
 - ③ 失業者の退職手当受給資格票の写し（「求職申し込み年月日」「待期期間満了年月日」の記載されたもの）
 - ④ 失業者の退職手当支給申請書の写（最終の請求時のもの）

※ 扶養親族に収入の変動があった場合は、必ず扶養親族の収入状況等証明書を提出すること。
なお、収入の変動には、収入のない扶養親族が就職（パート・アルバイト等含む）したり事業を開始したりした場合や、扶養の範囲内で給与収入を得ていた扶養親族が退職し雇用保険を受給することとなった場合等で引き続き扶養親族の要件を具備している場合も含まれます。（P48・49参照）

※ 雇用保険を受給することになったが引き続き扶養親族の要件を具備している場合は、「収入状況等申立書」等を提出することとなり、また雇用保険の受給が終了したことにより無収入となった場合も、所得に変動が生じるので、この時点でも「収入状況等申立書」等を提出することになります。

区	分	必 要 書 類	摘 要
2 子 (22歳年度 末まで)	(1) 出生の場合	① 子の住民票の写し又は子の戸籍抄本 ② 主として扶養を受けている旨の申立書 ③ 職員の配偶者がその勤務先から子に係る扶養手当の支給を受けていないことの証明書(非扶養証明書)	※記載省略のないもの ※職員と別居している、職員と同居しているが職員が世帯主ではない場合等住民票で血縁関係が分からない場合は戸籍抄本が必要 ・配偶者が扶養親族の場合は不要 ・勤務先の事業所長の証明による ・配偶者が扶養親族の場合は不要 ・配偶者が道教委の任命に係る学校職員等の場合は、省略可(但し扶養親族届の参考欄に、配偶者の氏名・勤務先を記入する)
	(2) 出生以外の場合	① 子の住民票の写し又は子の戸籍抄本 ② 扶養親族の収入状況等証明書等 ③ 主として扶養を受けている旨の申立書 ④ 職員の配偶者がその勤務先から子に係る扶養手当の支給を受けていないことの証明書(非扶養証明書)	※職員と別居している、職員と同居しているが職員が世帯主ではない場合等住民票で血縁関係が分からない場合は戸籍抄本が必要 ・配偶者の(2)、(3)と同様 ・子が義務教育就学中又は就学前で、無職かつ無収入の場合は収入状況等申立書の提出は不要 ・子の(1)と同様 ・子の(1)と同様
3 父母 (60歳以上)		① 父母の戸籍謄本 ※電算化されている市町村の戸籍にあっては、「戸籍全部事項証明書」と「改製原戸籍」 ② 父母に係る世帯全員の住民票の写し ③ 扶養親族の収入状況等証明書等 ④ 職員の兄弟姉妹(以下「兄弟」という。)がその勤務先から父母に係る扶養手当の支給を受けていないことの証明書(就業していない場合は就業していない旨の申立書) ⑤ 父母の扶養を職員が行う旨の職員とその兄弟との協定書 ⑥ 扶養状況申立書(父母と別居している場合に提出)	・父母及びその子のうち、除籍された者があるときは、その除籍された者も記載されたもの ・配偶者の(2)、(3)と同様 ・勤務先の事業所長の証明による。 ・職員本人及び兄弟姉妹の連名のもの
4 養子縁組		① 職員と養子(22歳年度末まで)又は職員と養父母(60歳以上)の関係を証明できる戸籍謄本 ② 養子又は養父母の住民票の写し ③ 扶養親族の収入状況等証明書等	・配偶者の(2)、(3)と同様

区	分	必 要 書 類	摘 要
5 弟 妹 〔22歳年度〕 末まで		① 世帯全員の住民票の写し ② 父母の戸籍謄本 ※電算化されている市町村の戸籍にあっては、「戸籍全部事項証明書」と「改製原戸籍」 ③ 扶養親族の収入状況等証明書等 ④ 職員の兄弟がその勤務先から弟妹に係る扶養手当の支給を受けていないことの証明書 ⑤ 弟妹の扶養を職員が行う旨の職員とその兄弟との協定書 ⑥ 父母が弟妹を扶養していない理由書	<ul style="list-style-type: none"> ・記載省略のないもの ・父母及びその子のうち、除籍された者があるときは、その除籍された者も記載されたもの ・配偶者の(2)、(3)と同様 ・勤務先の事業所長の証明によるもの ・職員本人及び兄弟姉妹の連名のもの ・父母が既に扶養親族として認められている場合を除く
6 祖父母 (60歳以上)		① 祖父母の戸籍謄本 ※電算化されている市町村の戸籍にあっては、「戸籍全部事項証明書」と「改正原戸籍」 ② 世帯全員の住民票の写し ③ 扶養親族の収入状況等証明書等 ④ 職員の申立書	<ul style="list-style-type: none"> ・職員と祖父母の血族関係を証明できるもの ・祖父母及びその子のうち、除籍された者があるときは、その除籍された者も記載されたもの ・記載省略のないもの ・配偶者の(2)、(3)と同様 ・祖父母の親族で職員以外に祖父母を扶養する者がいないことを具体的に記載したもの
7 孫 〔22歳年度〕 末まで		① 孫の戸籍謄本 ② 世帯全員の住民票の写し ③ 職員の申立書 ④ 扶養親族の収入状況等証明書等	<ul style="list-style-type: none"> ・職員と孫の血族関係を証明できるもの ・除籍された者があるときは、その除籍された者も記載されたもの ・記載省略のないもの ・孫の親族で職員以外に孫を扶養する者がいないことを具体的に記載したもの ・配偶者の(2)、(3)と同様
8 重度心身障害者		① 本人の住民票の写し ② 扶養親族の収入状況等証明書等 ③ 医師の診断書 ④ 職員の申立書	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者の(2)、(3)と同様 ・病状、病歴等が具体的に記載されているもの（心身の障害の程度が終身労務に服することができない程度であることがわかるもの） ・職員以外に重度心身障害者を扶養するものがないことを具体的に記載したもの
9 上記4～8に掲げる扶養親族で職員と別居して生活している場合	上記4～8に掲げる扶養親族について必要とする書類のほか、別居の理由及び扶養の方法を具体的に記載した職員の申立書		

第2 扶養親族の所得に変動があった場合（第3の場合を除く）

区 分	証 明 書 類	
1 所得限度額内の場合 （恒常的な所得が年額130万円未満の場合） （雇用保険の基本手当日額が3,612円未満の場合）	① 就職した場合 （収入の変動、雇用の更新や延長等により雇用条件が変更した場合）	<ul style="list-style-type: none"> 扶養親族の収入状況等証明書 既に就職している者の給与等に変動があった場合も同様とする。 月ごとの給与に著しい変動があり、「扶養親族の収入状況等証明書」のみでは、年間所得の推定ができないとき等は、毎月の給与支払証明書の提出が必要な場合がある。
	② 雇用保険受給の場合	<ul style="list-style-type: none"> 収入状況等申立書 受給資格者証の写し（受給開始日が分かるもの）
	③ 年金等受給の場合	<ul style="list-style-type: none"> 収入状況等申立書 年金決定通知書、支給額変更通知書又は年金額改定通知書の写し 上記通知書を受け取った日を記載した受給者本人の申立書（通知書を受け取った日が事実発生年月日となる。）
	④ 事業を開始した場合（事業による収入が増えた）	<ul style="list-style-type: none"> 扶養親族の収入状況申立書（事業所得等用） 開業届の写し等（事業開始日が分かるもの） 確定申告書の写し等（経費内訳が分かるもの）
	⑤ 退職した場合	<ul style="list-style-type: none"> 収入状況等申立書 雇用保険に未加入の場合は、勤務先から雇用保険に加入していない旨の証明書（退職年月日も併せて証明が必要）記載例P43
	⑥ 事業を廃業した場合	<ul style="list-style-type: none"> 廃業届（廃業日がわかるもの）
2 一時的な所得増加の場合 （連続2年まで）	<p>予測できなかった一時的な所得の増加により、年収が130万円以上となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 扶養親族の収入確認に当たっての一時的な収入変動に係る事業主の証明書 【教事第3721号 令和5年（2023年）12月28日通知にて送付済】 	

第3 扶養親族としての要件を欠くに至った場合

区 分	証 明 書 類	
1 所得限度額超過の場合 （恒常的な所得が年額130万円以上の場合） （雇用保険の基本手当日額が3,612円以上の場合）	① 就職した場合 （雇用の更新や延長等により雇用条件が変更した場合も含む）	<ul style="list-style-type: none"> 「扶養親族の収入状況等証明書」及び扶養親族届 就職していた者の給与等が増額されたときも同様とする。 月ごとの給与に著しい変動があり、「扶養親族の収入状況等証明書」のみでは、年間所得の推定ができないとき等は、毎月の給与支払証明書の提出が必要な場合がある。
	② 雇用保険受給の場合	<ul style="list-style-type: none"> 収入状況等申立書 受給資格者証の写し（受給開始日が分かるもの）
	③ 年金等受給の場合	<ul style="list-style-type: none"> 収入状況等申立書 年金決定通知書、支給額変更通知書又は年金額改定通知書の写し 上記通知書を受け取った日を記載した受給者本人の申立書（通知書を受け取った日が事実発生年月日となる。）
	④ 事業を開始した場合（事業による収入が増えた）	<ul style="list-style-type: none"> 扶養親族の収入状況申立書（事業所得等用） 開業届の写し等（事業開始日が分かるもの）
	⑤ 扶養親族として認定されている配偶者が育児休業から復職（産休取得を含む）した場合	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業承認通知書の写し等（育児休業最終日のわかるもの） 道教委任命学校職員以外は、育児休業終了の翌日から向こう一年間の給与支払見込み証明書（給与支払者の証明）が必要
2 死亡した場合	死亡を証明できる戸籍抄本又は死亡診断書	
3 離婚(縁)の場合	除籍を証明できる戸籍抄本	
4 子、孫及び弟妹が満22歳に達する日以後最初の4月1日に至った場合	届出不要	

※ 教職員事務課手当認定・旅費担当課長は認定に当たって、さらに確認を要する場合には、上記書類のほか、別に必要書類の提出を求められることがあります。

<p>注①「住民票の写し」は、市区町村から発行されたものの原本のことを指し、コピーのことでありません。提出に当たっては、個人番号及び住民票コードの謄写を省略し、それ以外の記載事項は省略しないものを添付してください。添付する住民票の写しの証明日は、事実発生日以降の日付となるものを提出してください。</p> <p>②「戸籍全部事項証明書」は、「戸籍謄本」の電算化された後の名称です。（戸籍の電算化前に除籍された者は、記載されていません。）</p> <p>③「改製原戸籍」は、法律の改正や電算化によって作り替えられる前の戸籍簿です。（戸籍の電算化前に除籍された者がいるか確認するために必要です。）</p>
--